



令和6年6月27日

議長 烏野隆生様

提出者 倉田賢一郎

賛成者 橘川亜紀

同 藤原豊和

同 中岡佐織

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年7月1日から令和9年4月30日までの間における議員報酬の支給額の計算の特例）

- 8 令和6年7月1日から令和9年4月30日までの間、議会の議長、副議長及び議員に対する議員報酬の支給に当たっては、その者の議員報酬の月額から、当該議員報酬の月額に100分の20の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本市は現在、財政基盤の強化に向けて取組を進めているところであるが、議会としても、本市の安定的な市政運営に寄与するために、議員報酬の減額を提案するものである。